

日本労働年鑑 第51集 1981年版  
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

2 合成洗剤追放運動

琵琶湖富栄養化防止条例の制定

一九七九年一〇月一六日、滋賀県議会は「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」、いわゆる「合成洗剤追放条例」を全会一致で可決成立させた(翌日公布、施行は一九八〇年七月一日)。同条例は前文と六章三二条および付則よりなっており、その目的は、「琵琶湖の富栄養化の防止に関し、県、市町村、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、排出水の排出規制その他の措置を講じることにより、琵琶湖の環境の保全を図ること」(第一条)である。具体的には、工場等の排水規制(第二章)、リンををふくむ家庭用合成洗剤の使用の禁止等(第三章)および肥料の適正利用と家畜ふん尿の適正処理等による窒素等の排出の抑制(第四章)により、琵琶湖の富栄養化を防止しようとするものである。本条例の制定は、全国的に注目されるものであった。

条例制定の意義は、第一に、本条例が、環境汚染・公害の原因物質である商品そのものの使用、販売等を禁止していることである。従来、PCBにみられるような、公害原因物質の生産禁止あるいはその生産過程での使用禁止という例はあるが、販売・使用禁止というかたちでの、商品の流通・消費過程での規制措置はほとんどなかったからである。第二に、国が実施していない商品の販売・使用禁止規制を地方公共団体が実施したことである。従来政府は、国が法律で禁止していないことを、地方公共団体が条例で禁止することはできないと解釈してきたが、この点がうちやぶられた。第三に、本条例制定においては、一〇年におよぶ消費者・住民・労働者などの合成洗剤追放運動の力によるところが大きい。

条例制定へむけての労働組合の活動

合成洗剤追放運動は、一九七〇年の滋賀県地域婦人団体連合会(地婦連)の活動を出発点とし、一九七二年には総評滋賀地評主婦の会の石けん共同購入運動によって本格化していった。運動は当初合成洗剤の人体被害を訴えることに力点がおかれていたが、急速に水質の悪化がすすむ琵琶湖への危惧とあいまって、一九七五年には「琵琶湖の水といのちを守る合成洗剤追放滋賀連絡会」を結成するにいたった。こうして運動が強化されるなかで、滋賀県は同年、県水質審議会に「窒素とリンの規制」について諮問するとともに、各市町村に「洗剤から石けん使用推進要請」という通達を出した。一九七七年の琵琶湖における大規模な赤潮の発生を重要契機として、翌七八年には「琵琶湖を守る粉せっけん使用推進県民運動県連絡会」が結成された。翌七九年九月、県水質審議会の最終答申を受けて、県議会に「琵琶湖富栄養化防止条例」案が提案された。しかし、条例案がリンをふくむ合成洗剤のみの禁止を規定し、無リン洗剤、複合せっけんなどを禁止してないため、あるいは工場排水の規制は濃度規制であるため、滋賀地評は九月一日、条例を強化するよう、つぎのような要求書を県知事に提出した。

【「琵琶湖富栄養化防止条例」を強化するための要求書(前文省略)】

一、今回の窒素、リン含有の合成洗剤の販売・使用規制から、さらに総ての有害物質についてメスを入れ、速やかに条例の補完、整備をはかること。

二、びわ湖汚染の原因、汚染源について、総合的な見地で解明し、対策を講ずる必要があり、そのための研究機関の設置を速やかにおこなうこと。

三、工業用排水等について、濃度規制からさらに総量規制に発展させるよう努力すること。

四、今回の条例を足がかりとして「びわ湖」を県民の手で守り、育てて行くために、将来に向けた総合環境保全条例を制定するための方向を明らかにすること。

五、ひきつづき、環境保全の県民意識を高めるための行政指導と、市民運動を更に助長するための施策を強化すること。

## 条例制定後の労働組合の活動

琵琶湖富栄養化防止条例の制定は、全国的に大きな波紋を呼び、とりわけ合成洗剤追放にとりこんできた運動団体・組織に大きな力を与えた。総評、自治労、全水道、日教組生活局、東京地評主婦の会、東水道下水道部会、愛労評主婦の会、大阪総評主婦の会、三重県評主婦の会、岐阜県評主婦の会、滋賀県評主婦の会などが参加している「きれいな水と命を守る合成洗剤追放全国連絡会」は、七九年十一月一七、一八日、神戸市において、七十数団体、延べ一五〇〇名の参加のもとに「びわ湖につづけ」をスローガンにかかげて全国集会を開催した。集会は、「自治体の行政を改革し、ひいては国の施策をかえるまで、すべての合成洗剤を追放する運動をねばり強く発展させることを誓う」との宣言を採択するとともに、内閣総理大臣には「合成洗剤の製造・販売・使用の禁止とその具体策を求める要請書」を、日本石鹼洗剤工業会には「合成洗剤の即時製造・販売中止等の申し入れ書」をそれぞれ提出した。

また、八〇年四月五、六日、全国連絡会は、全国活動者集会を開催し、そのなかで、「無リン化を進める県が三十余県となり、環境行政の後退がさげばれ環境庁も『有リン合成洗剤の使用規制』を打ち出す程、広がりを見せている。生態系、環境破壊の面から見て、無リン化は評価するが、しかし、その対応を無リン合成洗剤ですべきでなく、せっけんですべきである。また、無リン化に対し、企業・政府は、新洗剤の開発や合成洗剤の延命をはかろうとしたり、警戒を強めなくてはならない」(全水道「第二九回定期大会、報告資料集」)と確認・意思統一した。

他方、総評も加盟している公害対策連絡会議は、七九年一二月一〇日、環境行政の後退に抗議し環境庁本来の任務に立ちかえることを要望する「申入書」を環境庁長官に提出したが、そのなかで、滋賀県の条例は画期的な条例として評価すべきであるとしたうえで、「環境庁は、当面すみやかに霞ヶ浦、諏訪湖、瀬戸内海等の関係自治体にたいし、『富栄養化防止条例』を制定するよう行政指導すべきである」と要望した。

前記全国連絡会などのなかで、労働組合としては中心的に活動してきた全水道は、八〇年四月、「有リン合成洗剤の追放に関する要請書」を建設大臣と自治大臣に提出した。そのなかで、自治省にたいしては、「地方自治体のすべての機関・公共施設・学校給食の場から『有リン』合成洗剤が早急かつ完全に追放されるよう行政指導を強められること」を要請した。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

